

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年9月7日

横浜市契約事務受任者

横浜市環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

瀬上市民の森においては、台風15号・19号後、樹木の根が緩んだため、倒木や傾斜木、斜面からの岩の落下等が続いており、瀬上池堰周辺の斜面においても、上部斜面の倒木や土砂流出が継続しており、暴風雨による崩落が発生すると、池の流出口が埋没し、池の溢水や堰倒壊の危険がありますので、周辺斜面での危険木伐採、倒木や幹折れ樹木の除去、流入土砂の除去、粗朶柵設置等を行い、利用者の安全を図ります。

2 履行(納品)場所

横浜市栄区上郷町792番地ほか

3 契約日

令和2年4月3日

4 履行日又は履行期間

令和2年4月3日～2年8月31日まで

5 契約金額

¥29,150,000 -

6 契約の相手方(名称及び所在)

生駒造園土木株式会社 代表取締役 生駒 隆一
横浜市戸塚区小雀町1956-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

昨年度の台風の影響により、樹木の根が緩んだことから、倒木や傾斜木、斜面からの岩の落下等が続いており、瀬上池堰周辺の斜面において、上部斜面の倒木や土砂流出の懸念のある場所を、今年度に入ってから新たに確認しました。暴風雨による崩落が発生すると、池の流出口が埋没し、池の溢水や堰倒壊の危険があり、早急に安全対策を講じる必要があったため、当該随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の公園緑地等につきましては、地震・風水害・土砂災害その他災害時、または災害のおそれがある場合、緊急巡回および緊急措置に対して迅速な対応が可能とな

るよう、「横浜市防災計画」に基づき、市内造園業者で組織する「一般社団法人 横浜市造園協会」との協定（平成16年8月27日締結、平成28年4月1日更新）を締結しています。

今回の対応箇所は急斜面地であり、倒木処理や伐採作業の難易度が非常に高いことから、当該地のほか急斜面の樹林地作業の実績があり、こうした状況下で安全かつ迅速な作業が可能な技量を持つ業者を選定する必要があることから、（一社）横浜市造園協会と調整の結果、契約の相手方を「生駒造園土木株式会社」としたものです。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所